

【一般会計等財務書類に係る注記】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 本年度末における市場価格を計上しています。

イ 市場価格のないもの 取得原価により計上しています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの 出資金額により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(美術品・骨董品、歴史的建造物及びリース資産を除く)

定額法により減価償却を行っています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 5年～60年

物品 3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により減価償却を行っています。

なお、ソフトウェアについては、見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、それ以外のリース取引は賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(歳計現金等の保管方法としている預金等をいいます。)また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価額が 50 万円以上のものを計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

金額が 60 万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲とする会計

一般会計

(2) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 地方自治法第 235 条の5の規定により出納整理期間が設けられています。

そのため、本年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、本年度末の計数としています。

② 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	7.1%
将来負担比率	29.9%

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 661,022 千円

⑤ 繰越事業に係る翌年度支出予定額

継続費 8,193 千円

繰越明許費 596,393 千円 合計 604,586 千円

⑥ 過年度修正に関する事項

該当事項はありません。

(3) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

普通財産のうち、活用が図られていない公共資産。

イ 内訳

事業用資産 247,489 千円(247,489 千円)

土地 247,489 千円(247,489 千円)

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(247,489 千円)は、貸借対照表における簿価を記載しています。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 5,369,810 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 729,275 千円

将来負担額 11,658,477 千円

充当可能基金額 1,863,028 千円

特定財源見込額 135,484 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 8,270,992 千円

③ 地方自治法第 234 条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額は、134,679 千円となっています。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 Δ 31,373 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支 719,091 千円

投資活動収入の国県等補助金収入	221,702 千円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	118,307 千円
減価償却費	△989,123 千円
賞与等引当金繰入額	△71,732 千円
徴収不能引当金繰入額	△5,602 千円
資産売却損	△7,743 千円
退職手当引当金戻入	6,028 千円
徴収不能引当金戻入	1 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△9,071 千円</u>

③ 一時借入金の状況

一時借入金の限度額は 1,300,000 千円としています。